

多量排出事業者処理計画作成の手引

(多量排出事業者処理計画作成要領)

令和2年4月改訂

北 九 州 市

目 次

1	目的	1
2	定義	1
3	多量排出事業者	1
4	多量排出事業者の判断基準	1
	(1) 発生量	1
	(2) 処理計画等の作成単位	3
	(3) 当該年度に存在しない事業場の事業者の取扱い	6
	(4) 電子マニフェストの使用が義務となる事業者	6
5	国の基本方針（抜粋）	7
	(1) 基本的な方向	7
	(2) 目標の設定に関する事項	7
	(3) 施策推進のための基本的事項	8
6	産業廃棄物処理計画	9
	(1) 作成の手順	9
	(2) 産業廃棄物処理計画様式等	10
7	産業廃棄物処理計画実施状況報告	17
8	特別管理産業廃棄物の処理計画等	21
9	提出方法等	31
	(1) 提出方法	31
	(2) 両処理計画における取扱い	31
	(3) 縦覧場所	31
10	罰則	31
 (参 考)		
	取組事例	32
	計画作成の過程例	33
	多量排出事業者処理計画に係る廃棄物処理法関連法規（抜粋）	37
	日本標準産業分類	42
	産業廃棄物の種類	44
	産業廃棄物の体積から重量への菅さん係数（参考値）	46

1 目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第12条第9項及び第12条の2第10項の規定に基づき、多量の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を生ずる事業場（以下「多量排出事業場」という。）を設置している事業者（以下「多量排出事業者」という。）に、当該事業場に係る産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画（以下「処理計画」という。）を提出することが義務付けられている。

これは、事業者の自主的な減量化や住民への情報提供・周知啓発が推進されることにより、廃棄物の総合的な減量、再資源化及び適正な処理が適切に推進されることを目的としたものである。この手引は、多量排出事業者が処理計画を作成するための指針となる要領を提示するものである。

2 定義

多量排出事業者： その事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場（産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の前年度の発生量が1,000トン以上又は特別管理産業廃棄物の前年度の発生量が50トン以上である事業場）を設置している事業者

発生量： 多量排出事業者が設置する事業場において、その事業活動に伴って発生する産業廃棄物の量。当該事業場内での自ら直接再生利用した量や自ら中間処理した量等を含む。

区域内： 都道府県知事及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）第27条第1項に規定する指定都市の長等（以下「指定都市の長等」という。）の管轄区域内

3 多量排出事業者

廃棄物処理法で定める多量排出事業者とは、その事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者であり、具体的には、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の前年度の発生量が1,000トン以上又は特別管理産業廃棄物の前年度の発生量が50トン以上である事業場を設置している事業者である。当該事業者には、中間処理業者（発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程の中途において産業廃棄物を処分する者をいう。）は含まない。

4 多量排出事業者の判断基準

多量排出事業者であるかどうかの判断においては、発生量や処理計画の作成単位となる事業場のとらえ方が重要である。発生量や処理計画の作成単位については、以下の事例を参考にし判断する。

(1) 発生量

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）発生量については、一般的には廃棄物の処理として何らの操作も加えない時点での量を指している。

しかしながら、事業活動の内容や廃棄物の種類によっては、生産工程の中で脱水等の減量操作が加えられるような場合が想定される。

そこで、発生量については、生産工程の中で行われる減量操作を経て排出される場合には、工程から排出される時点での量とし、生産工程を経た後に事業所内にある施設等で廃棄物の処理としての操作が行われる場合は、当該廃棄物処理工程の前での量とする。

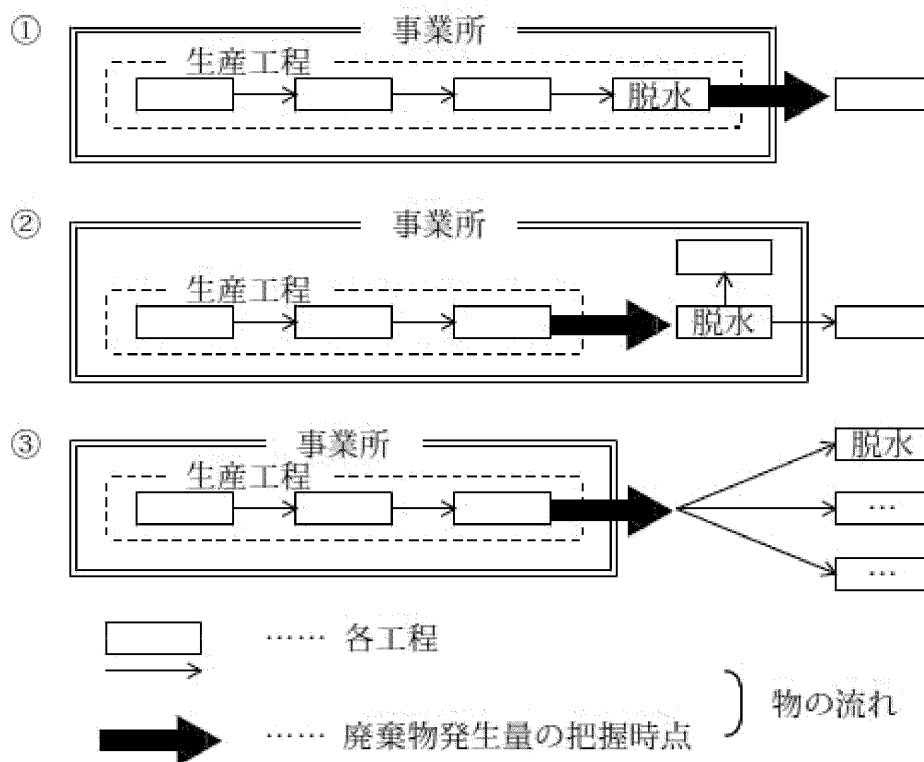
発生した廃棄物を自ら直接再生利用し、又は自ら中間処理する場合についても、その量は、「自ら直接再生利用した量」又は「自ら中間処理した量」として把握されるので、発生量は、その前の時点での量としてとらえる必要がある。

また、例えば、ある事業場から1,000トン以上の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）が発生し、自社の別の事業場で当該産業廃棄物を処理する場合にあっては、当該処理に係る発生量については、自ら中間処理する量等とし、当該産業廃棄物に関する処理計画は、廃棄物が発生した事業場について作成することとする。

（例：汚泥）

汚泥については、その脱水・乾燥前と脱水・乾燥後とは重量が大きく異なるので、注意が必要であり、その発生量の把握時点は、次のとおりとする。

- ① 製品の製造工程又は一連のプロセスの中に脱水・乾燥工程が組み込まれている場合：その脱水・乾燥工程の後の重量とする。
- ② 同一敷地内に脱水・乾燥施設があり、その目的が廃棄物処理の汚泥の脱水・乾燥ととらえられる場合：その脱水・乾燥工程の前の重量とする。廃棄物処理法施行令第7条各号に掲げる産業廃棄物処理施設（以下「産業廃棄物処理施設」という。）の場合は、これに当たる。当該施設が規模により産業廃棄物処理施設に該当しない場合でも、その施設の目的に照らして判断する。
- ③ 施設から脱水・乾燥等の工程を経ずに発生する場合：その発生時点での重量

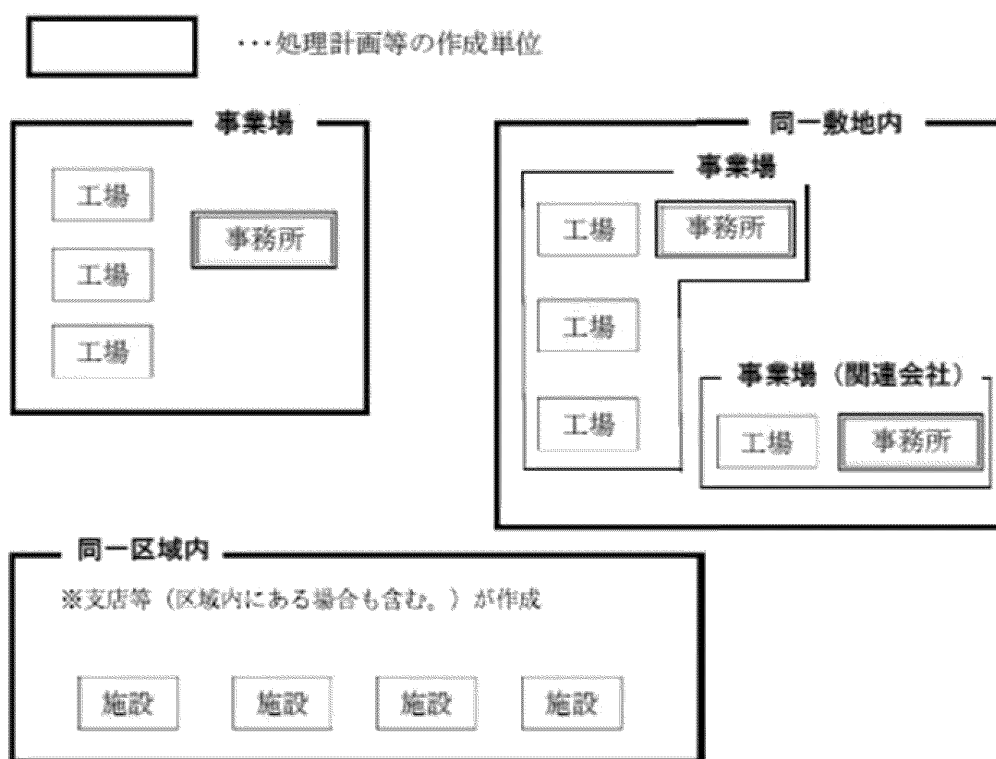


(2) 処理計画等の作成単位

① 製造業等

製造業等の場合は、事業場ごとに処理計画及び実施状況報告（以下「処理計画等」という。）を作成することを基本とする。多量排出事業者が該当するかどうかは、事業場ごとに判断する。多量排出事業者が処理計画等を作成する際、同一敷地内に関連会社の事業場があり、一体的に産業廃棄物を処理している場合には、処理計画等の中に関連会社の事業場から生ずる産業廃棄物の処理を含めることができる。

また、事業者が区域内に無人施設等の複数の関連施設を設置している場合であって、それらの施設から生じる産業廃棄物を一体的に管理している場合には、それらの施設を含めて多量排出事業者が該当するかどうかを判断する。この場合には、処理計画等は、それら区域内の施設を管轄している支店等が作成することとする。



② 建設業等

建設業等の場合、廃棄物の減量その他適正な処理の促進という目的に照らし、区域内の作業所（現場）を総括的に管理している支店等ごとに区域内に係る処理計画等を作成することを基本とする。多量排出事業者に該当するかどうかは、区域内の作業所（現場）を合わせて判断する。なお、多量排出事業者が処理計画等を作成する際、同一敷地内の関連会社の事業場があり、一体的に産業廃棄物の処理を行っている場合には、作成する処理計画等の中に関連会社の事業場から生ずる産業廃棄物の処理を含めることもできる。

建設工事（土木建築に関する工事（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。）をいう。以下同じ。）における排出事業者には、元請業者が該当する。

福岡県の区域のうち、北九州市、福岡市、久留米市の区域については、これらの市の長が、処理計画等に関する権限を有している（廃棄物処理法第24条の2第1項、廃棄物処理法施行令第27条）。したがって、これら3市の各区域及び福岡県域（北九州市、福岡市、久留米市の区域を除く福岡県の区域をいう。以下同じ。）の合計4区域に区分して、産業廃棄物の発生量を個別に集計し、各区域で多量排出事業者となる場合は、その区域を管轄する市長又は知事に対して、それぞれ処理計画等を提出する必要がある。

また、いずれかの区域においても産業廃棄物の発生量が1,000トンに達していないが、事業所全体の集計では1,000トンに達する場合は、事業所が所在する区域を管轄する市長又は知事に対して処理計画等を提出する（下記作成区分を参照）。

なお、福岡県域、北九州市、福岡市、久留米市の区域別に処理計画を提出する場合であっても、廃棄物発生量等の数量把握については、事業所全体での集計値も、併せて記載するものとし、福岡県全体で多量排出事業者に該当する場合は、事業所全体と福岡県内の各区域に分けて数量を記載するものとする。

・福岡市に支店等がある建設業者の場合の処理計画作成区分

A 県内全区域で千トンを超える場合

廃棄物発生総量	6,200t	
福岡県域	1,500t	要
北九州市域	1,200t	要
福岡市域	1,200t	要
久留米市域	1,200t	要
県外域	1,100t	—

B 県内の一部の区域で千トンを超える場合

廃棄物発生総量	4,200t	
福岡県域	1,500t	要
北九州市域	200t	不要
福岡市域	1,200t	要
久留米市域	200t	不要
県外域	1,100t	—

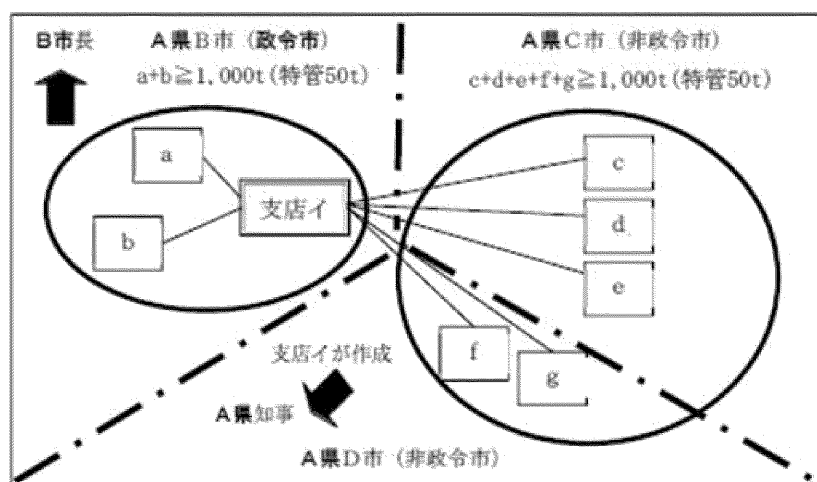
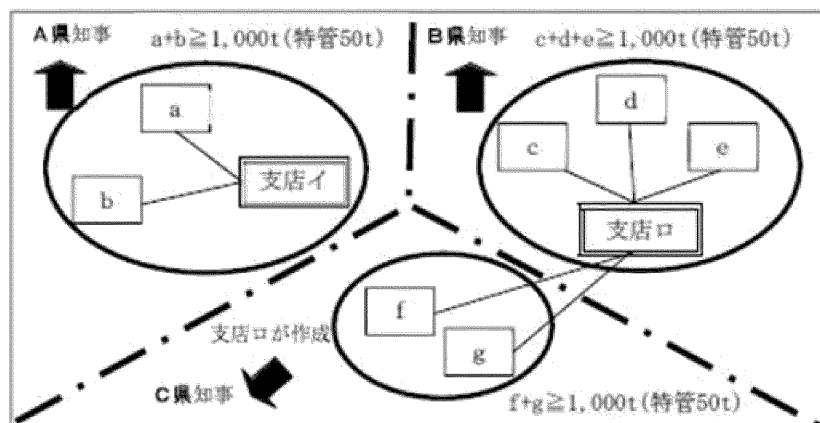
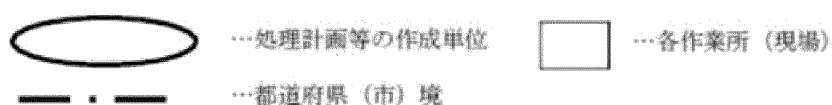
C 県内各区域では千トンを超えないが、支店全体で千トンを超える場合

廃棄物発生総量	1,200t	
福岡県域	600t	不要
北九州市域	200t	不要
福岡市域	200t	要
久留米市域	100t	不要
県外域	100t	—

D 支店全体で千トンを超えない場合

廃棄物発生総量	800t	
福岡県域	300t	不要
北九州市域	200t	不要
福岡市域	100t	不要
久留米市域	100t	不要
県外域	100t	—

＜事業場とこれを管理する支店等が異なる都道府県（市）に位置する場合＞



〔解説〕

建設工事においては、建設工事の注文者、当該注文者から直接建設工事を請け負った元請業者、元請業者から建設工事を請け負った下請負人等関係者が多数おり、これらの関係が複雑になっているため、廃棄物処理についての責任の所在があいまいになってしまうおそれがある。このため、平成22年の法改正により、建設廃棄物については、実際の工事の施工は下請業者が行っている場合であっても、発注者から直接工事を請け負った元請業者を排出事業者とし、元請業者に処理責任を負わせることとした（法第21条の3第1項）。

なお、従来、元請業者が当該工事の全部、又は建設工事のうち明確に区分される期間に施工される工事を下請業者に一括して請け負わせる場合において、元請業者が総合的に企画、調整及び指導を行っていないと認められるときは、下請業者が排出事業者になる場合もあるとの解釈が示されてきたが、平成22年の法改正により、このような場合であっても排出事業者は元請業者であることとされたことに留意する必要がある。

(3) 当該年度に存在しない事業場の事業者の取扱い

処理計画等は、当該年度に現に事業者が作成することとする。したがって、前年度に産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の発生量が1,000トン以上であった事業場であっても、当該年度にその事業場が撤去されていて存在しないような場合については、前年度の発生量にかかわらず、当該事業場に係る処理計画等の作成義務は生じない。

一方、複数の施設や作業所（現場）等について支店等がまとめて処理計画等を作成する場合には、それらの施設や作業所（現場）等の一部が当該年度に撤去されて存在しない場合であっても、それらは当該年度の処理計画等には含まないが、多量排出事業者の判断に用いる前年度の発生量については含むことになる。

(4) 電子マニフェストの使用が義務となる事業者

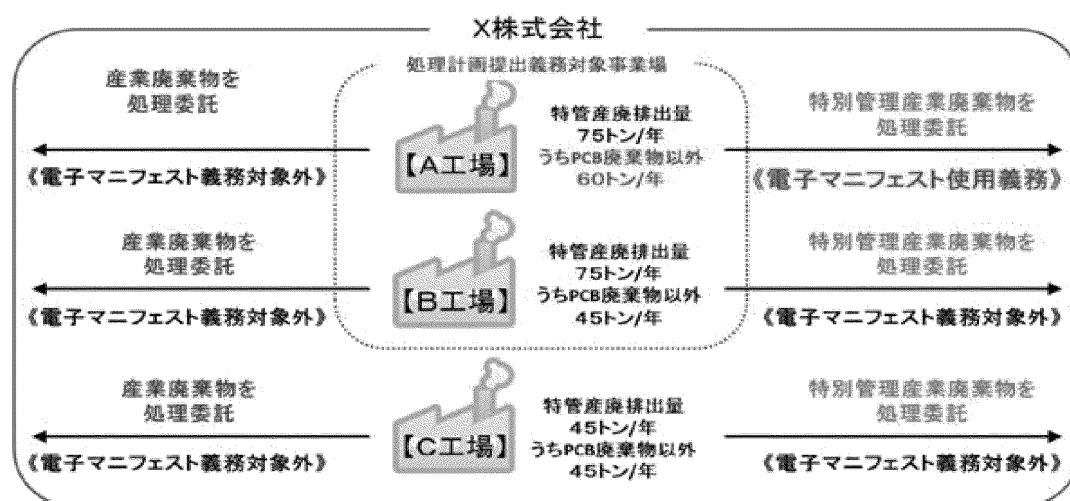
当該年度（令和2年（2020年）度以降）の前々年度の特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く）の発生量が50トン以上の事業場を設置する事業者が、当該事業場から生ずる特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く）の運搬又は処分を他人に委託する場合に限り、電子マニフェストの使用の義務対象となる。

法第12条の5第1項等に基づき電子マニフェストの使用が義務付けられる事業者（以下「電子マニフェスト使用義務者」という）に該当するか否かは、当該年度の前年度に提出された処理計画書（様式第2号の13）の「電子情報処理組織の使用に関する事項」欄に記載された特別管理産業廃棄物排出量（PCB廃棄物を除く）から判断する。

義務対象となるのは特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く）の処理を委託する場合のみであり、同一の事業場から発生するものであってもいわゆる普通産廃やPCB廃棄物の処理を委託する際は紙マニフェストの使用も可能。

また、電子マニフェスト使用義務者となるか否かは年度ごとに判断するため、いったん電子マニフェスト使用義務者となった事業者であっても、特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く）の発生量が50トン未満となった年度の翌々年度は、義務対象から外れることとなる。

【電子マニフェスト使用義務の対象（例）】



5 国の基本方針（抜粋）

(1) 基本的な方向

これまで我が国では、廃棄物の適正な処理を確保し、循環型社会を形成していくため、数次にわたる廃棄物処理法の改正及びリサイクルの推進に係る諸法の制定等の対策が行われてきた。このような対策は、相当程度の効果はあったものの、今なお廃棄物の排出量は高水準で推移しており、最終処分場の新規立地難は解消されておらず、また、不法投棄を始めとする不適正処理については、改善傾向が見られるものの、未だ撲滅には至っていない。

加えて、近年、世界的な資源制約の顕在化など、廃棄物処理・リサイクルを取り巻く状況は大きく変化しており、また、地球温暖化を始めとする地球環境問題への対応も急務となっている。

このような周辺状況の変化に対応し、諸課題の解決を図るべく、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号。以下「基本法」という。）及び第二次循環型社会形成推進基本計画に沿って、廃棄物処理法やリサイクルの推進に係る諸法等に基づく制度の適切な実施と相まって、改めて大量生産、大量消費、大量廃棄型の従来の社会の在り方や国民のライフスタイルを見直し、社会における物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される、循環型社会への転換を、さらに進めていく必要がある。その際、今日、地球温暖化対策の実施が喫緊の課題であることを踏まえ、低炭素社会との統合の観点にも配慮して取組を進めていく必要があり、そうすることで、廃棄物をめぐる問題への対応は、環境と経済成長とが両立する社会づくりにより一層つながるものとなる。

こうした考え方を踏まえ、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策においては、基本法に定められた基本原則に則り、まず、できる限り廃棄物の排出を抑制し、次に、廃棄物となったものについては不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用（再使用、再生利用及び熱回収をいう。以下「適正な循環的な利用」という。）を行い、こうした排出抑制及び適正な循環的な利用を徹底した上で、なお適正な循環的な利用が行われないものについては、適正な処分を確保することを基本とする。

(2) 目標の設定に関する事項

① 廃棄物の減量化の目標量

廃棄物の減量化の目標量については、第二次循環型社会形成推進基本計画に掲げられた目標等を踏まえ、当面、平成27年度を目標年度として進めていくものとする。

なお、この目標量については、その達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえて、適宜見直しを実施するものとする。

② 産業廃棄物の減量化の目標量

産業廃棄物については、現状（平成19年度）に対し、平成27年度において、排出量の増加を約1%に抑制し、再生利用量を約52%から約53%に増加させるとともに、最終処分量を約12%削減する。

(3) 施策推進のための基本的事項

① 施策の基本的枠組み

廃棄物の排出を抑制し、適正な循環的利用を促進するためには、国民、事業者、国及び地方公共団体が適切な役割分担の下でそれぞれが積極的な取組を図ることが重要である。

このため、基本法、廃棄物処理法、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成３年法律第４８号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成７年法律第１１２号。以下「容器包装リサイクル法」という。）、特定家庭用機器再商品化法（平成１０年法律第９７号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成１２年法律第１１６号）、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成１２年法律第１００号）、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成１３年法律第６５号）、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成１４年法律第８７号）等の法制度に基づく施策について、国民、事業者、国及び地方公共団体の適切な役割分担により、円滑な実施を図るものとする。

② 事業者の役割

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないことから、原材料の選択や製造工程を工夫する等により、自ら排出する廃棄物の排出抑制に努めるとともに、廃棄物処理法に基づく許可や再生利用認定等を受けて自ら排出する廃棄物の再生利用等による減量を行うことや、自ら排出する廃棄物について再生利用等による減量を行うことができる廃棄物処理業者へ処理を委託すること等により、その廃棄物の適正な循環的利用に努めるものとし、その上で、処分しなければならない廃棄物について、適正な処理を確保しなければならないものとする。この場合において、自ら排出する廃棄物の処理を廃棄物処理業者へ委託するときは、適正な対価を負担するとともに、優良な廃棄物処理業者を選択することにより、廃棄物の不適正な処理が行われるリスクを低減することが重要である。

また、事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品や容器等が廃棄物となった場合に排出抑制、適正な循環的利用及び処分が円滑に実施できるよう、容器包装の簡素化、繰り返し使用できる商品及び耐久性に優れた商品の製造又は販売、修繕体制の整備、建物の長寿命化、適正な処理が困難とならない商品の製造又は販売、必要な情報の提供等に努めなければならないものとする。

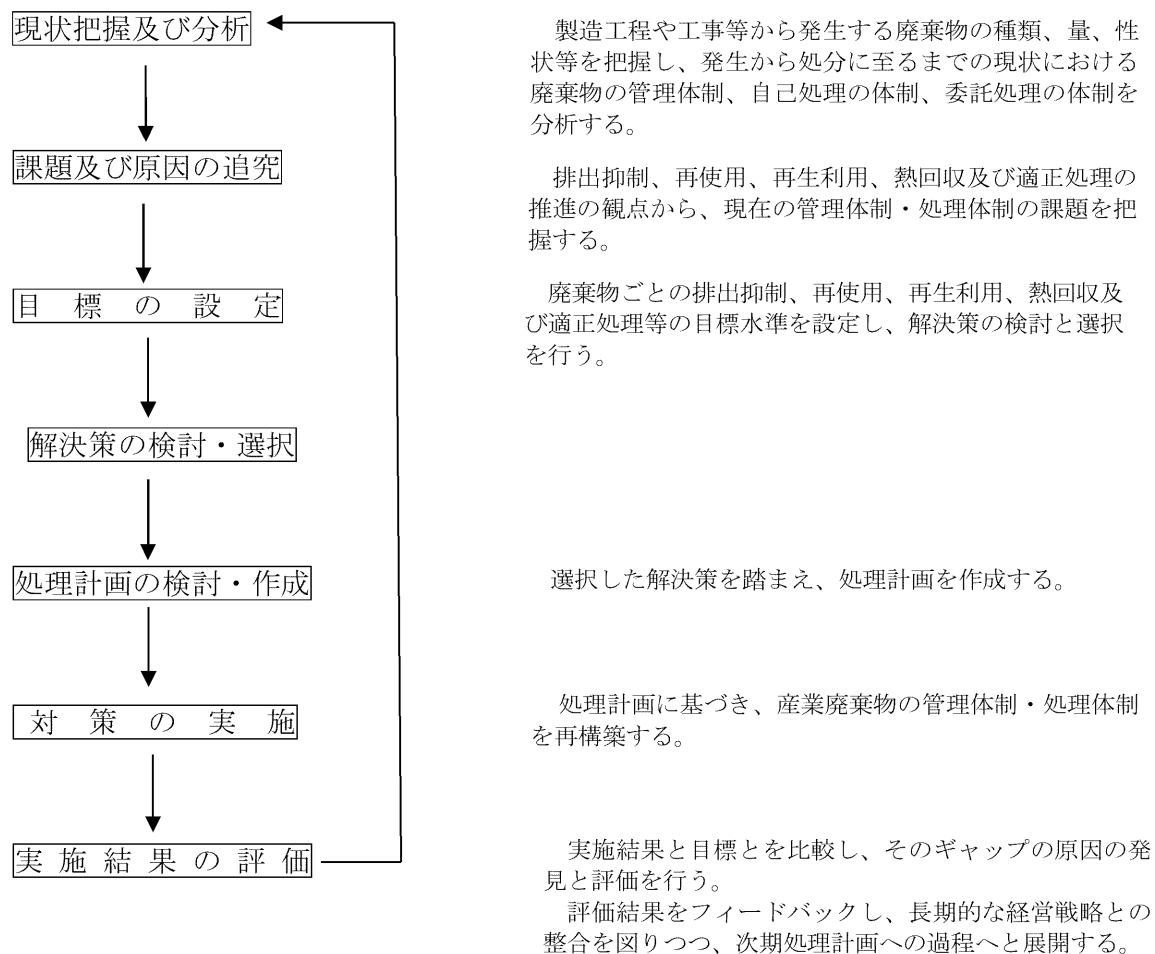
さらに、事業者の役割が循環型社会の形成を推進する上で重要であると認められるものについては、自らが製造等を行った製品や容器等が廃棄物となったものについて、極力これを自主的に引き取り、循環的な利用を推進するよう努めるものとする。

6 産業廃棄物処理計画

産業廃棄物処理計画は、廃棄物処理法第12条第9項の規定に基づき、前年度に産業廃棄物の発生量が1,000トン以上となった事業場について作成するものであり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「廃棄物処理法施行規則」という。）第8条の4の5の規定により、当該年度の6月30日までに提出しなければならない。

(1) 作成の手順

産業廃棄物処理計画は、次のような手順で作成し、実施する。



廃棄物の種類については、廃棄物処理法上の分類が基本となる。

また、廃棄物の量については、重要な排出工程（工事）では、計量器等を利用した計量、その他では、保管や委託時の容器での計量等が考えられる。

(2) 産業廃棄物処理計画様式等

産業廃棄物処理計画は、廃棄物処理法施行規則第8条の4の5に規定する「産業廃棄物処理計画書（様式第2号の8）」により作成する。

「計画期間」は、4月から翌年3月までの1年間を原則とするが、中長期的な視野にたつて複数年度を計画期間とすることもできる。ただし、複数年度にわたる計画を策定している場合においても、多量排出事業者に該当した年度には産業廃棄物処理計画を提出しなければならない。

なお、「目標」の各欄については、建設業等のように受注によって大きく左右される場合も想定されるが、過去数年間の傾向や前年度の受注高を基にして推計する等により数値を求めて記載する。

また、記載する数値については、重量で記載することとされているので、体積や個数で把握している場合には、重量に換算する。

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
年 月 日	
北九州市長 様	
提出者	
住 所	
氏 名	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事 業 場 の 名 称	
事 業 場 の 所 在 地	
計 画 期 間	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事 業 の 種 類	
②事 業 の 規 模	
③従 業 員 数	
④産業廃棄物の一連の処理の工程	

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

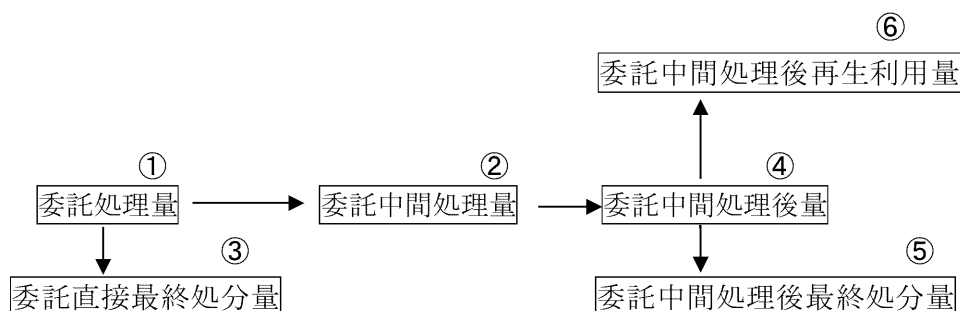
7 産業廃棄物処理計画実施状況報告

産業廃棄物処理計画の実施状況の報告は、廃棄物処理法第12条第10項の規定に基づき作成するものであり、廃棄物処理法施行規則第8条の4の6に規定する「産業廃棄物処理計画実施状況報告書（様式第2号の9）」により、産業廃棄物処理計画を策定した年度の翌年度の6月30日までに提出しなければならない。

また、不要物等発生量についても、様式第2号の9のそれぞれの枠内に記載すること。

・委託処理の状況

産業廃棄物を委託により処理する場合、排出者は、その産業廃棄物が適正に処理されているかマニフェストにより確認しなければならない（廃棄物処理法第12条の3第6項）。



- ①欄 事業者が未処理のまま処理業者に処理を委託する量と、事業者自身による中間処理後他人に委託して処理する量を加えた量
- ②欄 ①のうち処理業者で中間処理された量
- ③欄 ①のうち処理業者で中間処理されることなく最終処分された量
- ④欄 中間処理された後の廃棄物量
- ⑤欄 ④のうち、最終処分された量
- ⑥欄 ④のうち、処理業者で自ら利用し、又は他者に有償で売却した量

様式第二号の九(第八条の四の六関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書			
年 月 日			
北九州市長 様			
提出者			
住 所			
氏 名			
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)			
電話番号			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、年度の産業廃棄物 処理計画の実施状況を報告します。			
事業場の名称			
事業場の所在地			
事業の種類			
産業廃棄物処理計画における 計画期間			
産業廃棄物処理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
排出量	t	全処理委託量	t
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への 処理委託量	t
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	再生利用業者への 処理委託量	t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への 処理委託量	t
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
※事務処理欄			

(日本工業規格 A列4番)

(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

8 特別管理産業廃棄物事業者に係る処理計画等

特別管理産業廃棄物の処理計画は、廃棄物処理法第12条の2第10項の規定に基づき策定するものであり、前年度に特別産業廃棄物の発生量が50トン以上となった事業場が対象となる。対象事業所については、廃棄物処理法施行規則第8条の17の2の規定に基づき、「特別産業廃棄物処理計画書（様式第2号の13）」により当該年度の6月30日までに提出しなければならない。

また、特別管理産業廃棄物の実施状況の報告は、廃棄物処理法第12条の2第11項の規定に基づき報告するものであり、前年度に特別産業廃棄物処理計画書を提出した事業所が対象となる。対象事業所については、廃棄物処理法施行規則第8条の17の3の規定に基づき「特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書（様式第2号の14）」及び「委託処理状況報告書（要領様式第1号）」により当該年度の6月30日までに提出しなければならない。

なお、作成の手順等は、産業廃棄物処理計画等に準じるものとする。

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第 1 面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
年 月 日	
北九州市長	様
提出者	
住 所	
氏 名	
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 2 第 10 項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	
事業場の所在地	
計画期間	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	
②事業の規模	
③従業員数	
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	

(日本工業規格 A 列 4 番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		t
	(今後実施する予定の取組等)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

(第 1 面)

年 月 日

様

電話番号

年度の特別

事業場の名称	
事業場の所在地	
事業の種類	
特別管理産業廃棄物処理計画における 計画期間	

項目	目標値	項目	目標値
排出量	t	全処理委託量	t
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への 処理委託量	t
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	再生利用業者への 処理委託量	t
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への 処理委託量	t
自ら埋立処分 を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前々年度	t
	前 年 度	t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)		

※事務処理欄

(日本工業規格 A 列 4 番)

計画の実施状況		(特別管理産業廃棄物の種類：)	
不要物等発生量	有償物量	自ら直接再生利用した量 ②	自ら中間処理した後再生利用した量 ⑧
	排出量 ①	自ら直接埋立処分した量 ③	自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量 ⑨
実績値	①排出量	自ら中間処理した量 ④	自ら中間処理した後の残さ量 ⑥
	②＋⑧自ら再生利用を行った量	④のうち熱回収を行った量 ⑤	自ら中間処理により減量した量 ⑦
	⑤自ら熱回収を行った量		
	⑦自ら中間処理により減量した量		
	③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量		
	⑩全処理委託量		
	⑪優良認定処理業者への処理委託量		
	⑫熱回収認定業者への処理委託量		
⑫のうち再生利用業者への処理委託量			
⑬のうち熱回収認定業者への処理委託量			
⑬のうち熱回収認定業者以外の業者へ熱回収を行う業者への処理委託量			
⑭のうち優良認定処理業者への処理委託量			

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

9 提出方法等

(1) 提出方法

処理計画等は、北九州市長あてに 1 部提出するものとする。

処理計画等は、電子ファイルにより提出する。

処理計画等の提出者については、製造業等の場合は、処理計画の作成単位である事業場又は支店等を管理している代表者等（工場長、工事管理者、支店長など）とすることができる。建設業等の場合は、原則として、処理計画の作成単位である支店等の代表者等（支店長など）とすることができる。

(2) 両処理計画における取扱い

産業廃棄物の多量排出事業者が、同時に特別管理産業廃棄物の多量排出事業者である場合は、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物のそれぞれについて、処理計画等を作成し、提出するものとする。

(3) 縦覧場所

北九州市のホームページで公表するものとする。

10 罰則

処理計画を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出した者及び実施状況を報告せず、又は虚偽の報告をした者については、20 万円以下の過料が課せられる（廃棄物処理法第 33 条第 2 号及び第 3 号）。

(参考資料)

取組事例

・ 排出抑制

排出抑制に関する対策のうち、製造業における取組例としては、製品の成分の変更、製造工程の変更、使用する材料の変更、装置や配管の変更、作業場内のレイアウトの変更、操作条件の変更等が考えられる。

また、建設業における対策の取組例としては、資材や器具の搬入時の梱包の簡易包装化又は無梱包化、プラスターボード等の実寸発注による端材発生の抑制、現場で切断や組立てを行っていた壁等のユニット化、工場加工化、工法の改善等が考えられる。

・ 分別

分別に関する対策の取組例としては、分別する目的、処理方法等を明確にした上で、分別ボックスや分別ヤード等を設置し、分別の徹底を図ることや従業員、作業員の意識の改革・高揚を図ることが考えられる。

・ 再生利用

再生利用に関する対策の具体例として、主に製造業では、汚泥（無害なもの）の製品化（土壌改良材、肥料、瓦、れんが）を図ること、廃油や溶剤の回収や再利用を図ること、動植物性残さを乾燥・脱水等により、飼料化・肥料化を図ること、廃プラスチックの単純再生（単一・良質なものの）、複合再生（杭、疑木等へ再生）、固形燃料化、熱分解による再生油回収等を図ること等が考えられる。

また、主に建設業では、型枠を再利用可能なものへと切り換えやコンクリートがらについて中間処理施設や現場において破碎し、再生砕石、再生砂等としての利用を図ること、アスファルト廃材について中間処理施設において破碎し、再生砕石、再生合材等としての利用を図ること、金属くずを種類毎に分別し、資源回収業者等に売却を図ること、木くずを分別し、中間処理施設においてチップ化し、ボード原料や燃料への転換を図ること、可燃性廃棄物の固形燃料化、熱エネルギーの回収等を図ること等が考えられる。

・ 処理

処理に関する対策の取組み例としては、汚泥の脱水効率の向上や破碎、圧縮、溶融等の推進を図ること等が考えられる。

(参考資料)

計画作成の過程例

〔ステップ1 現状の分析と評価〕

減量化対策を講ずるために、まず、現状を分析し、その評価を行う。

そのために、次のようなことについて、現状を定期的に把握する必要がある。

① マテリアルバランスの作成

対象となる工程について、工程へのインプット及び工程からのアウトプットをすべて網羅し、その物質収支を算出する。

このためには、排水等の発生量を実測して求めたり、計算により推測することが必要になる。

② 発生原単位の計算

産業廃棄物の発生量を単に量の増減としてとらえるのではなく、単位生産量に対する発生量として把握する。

また、この原単位の経年変化を求めたり、自社内他工場との比較等を行うことにより、現状の評価を行う。

③ 発生率の計算

主たる原材料の単位投入量当たりの産業廃棄物発生率を求めることにより、その工程の歩留りを把握する。

また、発生率についても、発生原単位と同じようにしてその評価を行う。

④ 最終処分量の把握

事業場において発生したすべての産業廃棄物が、最終的にどれくらいの量にまで減量化され処分されるのかを把握するもので、総減量化量とは密接な関係（最終処分量＝発生量－総減量化量－保管量等）にある。

保管量がゼロの場合は、「最終処分率」を算出することにより、事業場全体の産業廃棄物対策を評価することも可能である。

〔ステップ2 対象とする産業廃棄物の選定〕

まず、どの産業廃棄物にターゲットを絞って減量化対策を検討するのかを決定する。

そのためには、次のような事項を勘案して設定する。

① 排出量

② 処理に要するコスト

③ 減量化のしやすさ

④ 最終処分場の確保の見通し

⑤ 有害物質や重金属類の含有の度合い

〔ステップ3 減量化手法の検討〕

現状の分析と評価に続いて、減量化手法の具体的な検討を行う。

そのためには、各生産現場において減量化の手法を調査し、研究することが欠かせないが、行政の関連部局や公立の研究機関に相談したり、他工場における成功事例や各種文献を調査することなども必要である。

また、現状の分析と評価を基にして、減量化手法の検討をできるだけ効果的に行うよう心掛けねばならない。

例えば、発生原単位や発生率が比較的高いと思われる場合には、発生抑制による減量化の可能性について検討がなされるべきである。

あるいは、減量化率が他と比較して低いと思われる場合には、自社内で中間処理や再生利用を行うことにより、減量化の可能性を追求してみるべきであろう。

一般的には、次のようにして減量化手法の検討を行うことが考えられる。

① 発生抑制方法の検討

産業廃棄物の多量発生の原因となっている因子をあらゆる角度から分析して、それらの中から支配的な因子を見出し、改善方法を検討してみる。

② 中間処理方法の検討

脱水、乾燥、焼却等の中間処理により、少しでも効率の高い減量化を行うことができないかを検討してみる。

そのために、中間処理する前後の産業廃棄物の量から中間処理施設による減量化率を求め、他の事例と比較してその評価を行うことが必要である。

特に、汚泥については、わずかな含水率の低減でも相当大きな減量効果が期待できる。

なお、この場合、できるだけエネルギー消費の少ない脱水方法の開発に心掛けるほか、余熱利用による汚泥の乾燥についても、検討してみるべきであろう。

また、焼却処理を行う場合は、関連する法令、その他の規則等を遵守することはもちろんのこと、焼却により発生する余熱を有効に利用することも必要であろう。

③ 再生利用方法の検討

発生した産業廃棄物をそのまま、又は加工した後にある工程の原材料やエネルギー源として使用することにより、減量化を図る方法もある。

再生利用方法は、その目的により、次のように分類することができる。

ア 物質回収型

(a) 単純再生型

原料となる産業廃棄物と製品との間に基本的な物性の転換が無い場合を指し、次のような例がある。

- ・ 金属スクラップからの金属製品の製造
- ・ 廃潤滑油からの再生潤滑油の製造
- ・ 廃溶剤からの溶剤の回収
- ・ 廃プラスチック類からのプラスチック製品の製造
- ・ 廃硫酸からの硫酸の回収

(b) 物質転換型

原料となる産業廃棄物と製品との間に基本的な物性の転換が有る場合を指し、次のような例がある。

- ・ 鉋さいからの路盤材の製造
- ・ 廃塩酸からの塩化第二鉄の製造
- ・ 有機性汚泥からの土壌改良材の製造
- ・ 無機性汚泥からの建築資材の製造
- ・ 廃プラスチック類の熱分解によるモノマー回収

イ エネルギー回収型

有機性産業廃棄物をエネルギー資源として利用する場合を指し、次のような例がある。

- ・ 各種廃油からの燃料油の製造
- ・ 木くずの燃料としての利用
- ・ 廃プラスチック類の熱分解による油の回収
- ・ 有機性産業廃棄物のメタン発酵によるガス回収

なお、これらのうちどの方法による再生利用を行う場合でも、産業廃棄物を発生段階で分離し、他の産業廃棄物と混合されて資源としての価値が低下することのないよう分別して保管することが極めて大切である。

減量化手法については、まず、事業者自らがそれらの対策を行うよう努め、再生利用や中間処理による減量化について自らの手で行うことが困難な場合は、処理業者に委託することにより、それを行う可能性についても検討してみるべきであろう。

【ステップ４ 減量化対策実施コストの評価】

減量化対策を実行するのに先立って、それに要するコストの計算とその評価が行われなければならない。

そして、減量化手法として複数のものが考えられる場合は、コスト評価を通じて最も経済合理性にかなった手法を選択することが重要である。

検討すべきコストとしては、減量化対策に要する初期投資とその後の経常経費とがあり、また減量化のための投下資本の償却期間を見込んで置くことも大切である。

このように、コスト計算をし、更に費用効果分析を行った結果、想定した減量化手法が合理的でないと判断された場合には、減量化手法について再検討することが求められる。

なお、この場合に忘れてならないのは、「トータルコスト」の観点からコスト評価を行う必要性である。

つまり、減量化することによる効果の評価は、社会的利益をも考慮した総合的な見地からこれを行うことが肝要であって、次のような金銭では計ることの困難な減量化による無形のメリットをも考慮したコスト評価がなされなければならない。

- ① 最終処分場の延命化
- ② 環境への負荷の軽減
- ③ 資源の保全への寄与
- ④ 製造工程の合理化が進むことによる製品の品質向上、処理費の低減等の副次的効果
- ⑤ 地域社会の中での企業イメージの向上

【ステップ５ 減量化対策実施体制の整備】

減量化対策は、技術的手段のみで解決できるものではなく、むしろ、成功の秘訣は、減量化技術をサポートし、それを定着させるためのシステム作りにあると言える。

そのために、社内でどのような体制を作り上げていくべきかが、とりわけ重要となる。

減量化対策に全社的な課題として取り組み、直接生産現場に携わる個々の従業員の創意工夫を生かすことを可能にするため、それぞれの会社に適した社内体制を確立することが必要である。

既に現在、一部の企業で実施され、多くの成果を上げている減量化実施のための社内制度を、次に紹介する。

① 減量化推進委員会の制度

社内に減量化推進委員会を設置し、減量化促進のための管理・調整機能を持たせる。

② 社内監査制度

減量化推進委員会の委員が、定期的に各製造工場の減量化対策実施状況を監査する。監査結果は、委員会での検討を経て各製造工場に伝達される。

③ チェックリスト制度

各製造ラインの責任者又は減量化推進委員会の委員が、減量化対策実施状況をチェックするためのチェックリストを作り、各チェックポイントについて分析する。

現状の数量的把握を行うため、各チェックポイント毎に点数を定め、その合計を基に総合的な評価を行う「点数制」の方法もある。

④ 提案制度

減量化推進方法に関して広く従業員の提案を募り、優秀なものについては表彰を行う。

⑤ 発表会制度

定期的に社内で発表会を開き、産業廃棄物の減量化に関する意見及び経験の発表の場とする。

〔ステップ6 減量化対策の実施・成果の検討〕

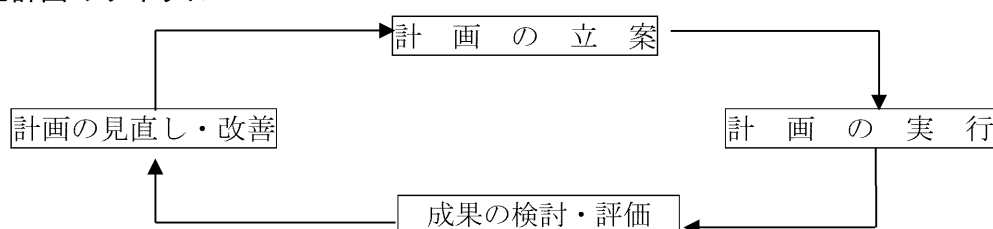
減量化対策の実施に当たっては、それを確実であるものとするため、長期的な展望の下に減量化の実施計画が作成されていることが望ましい。

そのため、減量化の年度別努力目標、減量化推進のための社内制度、具体的な減量化手法の概要、資金調達計画等減量化に係る基本的な事項を盛り込んだ中・長期減量化計画を作成することが必要である。

また、減量化対策は、ここで述べた手順により完結するというものではなく、常に成果の検討と計画の見直しを行うことが大切である。

つまり、次に示すようなサイクルで活動し続けることが重要である。

減量化計画のサイクル



多量排出事業者処理計画に係る廃棄物処理法関連法規（抜粋）

1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

（事業者の処理）

第十二条

- 9 その事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者として政令で定めるもの（次項において「多量排出事業者」という。）は、環境省令で定める基準に従い、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。
- 10 多量排出事業者は、前項の計画の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に報告しなければならない。
- 11 都道府県知事は、第九項の計画及び前項の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、公表するものとする。

（事業者の特別管理産業廃棄物に係る処理）

第十二条の二

- 10 その事業活動に伴い多量の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者として政令で定めるもの（次項において「多量排出事業者」という。）は、環境省令で定める基準に従い、当該事業場に係る特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。
- 11 多量排出事業者は、前項の計画の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に報告しなければならない。
- 12 都道府県知事は、第十項の計画及び前項の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、公表するものとする。

（産業廃棄物管理票）

第十二条の三

- 6 管理票交付者は、前三項又は第十二条の五第五項の規定による管理票の写しの送付を受けたときは、当該運搬又は処分が終了したことを当該管理票の写しにより確認し、かつ、当該管理票の写しを当該送付を受けた日から環境省令で定める期間保存しなければならない。

（電子情報処理組織の使用）

第十二条の五 第十二条の三第一項に規定する事業者であつて、その事業活動に伴い多量の産業廃棄物（その運搬又は処分の状況を速やかに把握する必要があるものとして環境省令で定めるものに限る。以下この項において同じ）を生ずる事業場を設置している事業者として環境省令で定めるもの（以下この条において「電子情報処理組織使用義務者」という）は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合（第十二条の三第一項に規定する環境省令で定める場合及び電気通信回線の故障の場合その他の電子情報処理組織を使用して第十三条の二第一項に規定する情報処理センター（以下この条において単に「情報処理センター」という）の登録することが困難な場合として環境省令で定める場合を除く）には、運搬受託者及び処分受託者（その使用に係る入出力装置が情報処理センターの使用に係る電子計算機と電気通信回線で

接続されている者に限る。以下この条において同じ）から電子情報処理組織を使用し、情報処理センターを経由して当該産業廃棄物の運搬又は処分が終了した旨を報告することを求め、かつ、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る産業廃棄物を引き渡した後環境省令で定める事項を情報処理センターに登録しなければならない。この場合において、当該電子情報処理組織使用義務者は、運搬受託者及び処分受託者から報告 することを求め、かつ、情報処理センターに登録したときは、第十二条の三第一項の規定にかかわらず、当該運搬受託者又は処分受託者に対し管理票を交付することを要しない。

（政令で定める市の長による事務の処理）

第二十四条の二 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市の長が行うこととすることができる。

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

二 第十二条第九項又は第十二条の二第十項の規定に違反して、計画を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出した者

2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

（産業廃棄物の多量排出事業者）

第六条の三 法第十二条第九項の政令で定める事業者は、前年度の産業廃棄物の発生量が千トン以上である事業場を設置している事業者とする。

（特別管理産業廃棄物の多量排出事業者）

第六条の七 法第十二条の二第十項の政令で定める事業者は、前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が五十トン以上である事業場を設置している事業者とする。

（政令で定める市の長による事務の処理）

第二十七条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務以外の事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の長及び同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市の長並びに大牟田市の長（以下この条において「指定都市の長等」という。）が行うこととする。この場合においては、法の規定中当該事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。

一 法第十二条の七第一項の認定（当該認定を受けようとする者が産業廃棄物の収集又は運搬を当該都道府県内の一の指定都市の長等の管轄区域内のみにおいて行おうとする場合及び産業廃棄物の収集若しくは運搬に係る積替え又は処分若しくは再生を指定都市の長等の管轄区域内において行おうとする場合における認定を除く。）に関する事務

二 法第十二条の七第七項の規定による変更の認定（前号に規定する認定に係るものに限る。）に関する事務

三 法第十二条の七第九項の規定による届出の受理（第一号に規定する認定に係るものに限る。）に関する事務

四 法第十二条の七第十項の規定による認定の取消し（第一号に規定する認定に係るものに限る。）に関する事務

る。)に関する事務

- 五 法第十四条第一項及び第十四条の四第一項の規定による許可（当該都道府県内の一の指定都市の長等の管轄区域内のみにおいて業として行おうとする産業廃棄物の収集又は運搬に係る許可及び産業廃棄物の積替えを行う区域において業として行おうとする産業廃棄物の収集又は運搬に係る許可を除く。）に関する事務
- 六 法第十四条の二第一項及び第十四条の五第一項の規定による変更の許可（前号に規定する許可に係るものに限る。）に関する事務
- 七 法第十四条の二第三項において読み替えて準用する法第七条の二第三項及び第四項並びに法第十四条の五第三項において読み替えて準用する法第七条の二第三項及び第四項の規定による届出の受理（第五号に規定する許可に係るものに限る。）に関する事務
- 八 法第十四条の三（法第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令（第五号に規定する許可に係るものに限る。）に関する事務
- 九 法第十四条の三の二（法第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による許可の取消し（第五号に規定する許可に係るものに限る。）に関する事務
- 十 法第二十条の二第一項の規定による登録に関する事務
- 十一 法第二十三条の三及び第二十三条の四の規定による意見の聴取（第五号に規定する許可に係るものに限る。）に関する事務

3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

（多量排出事業者の産業廃棄物処理計画）

第八条の四の五 法第十二条第九項の環境省令で定める基準は、次に掲げる事項を記載した様式第二号の八による計画書を当該年度の六月三十日までに提出することとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 計画期間
- 三 当該事業場において現に行っている事業に関する事項
- 四 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
- 五 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項
- 六 産業廃棄物の分別に関する事項
- 七 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項
- 八 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項
- 九 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項
- 十 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

（実施の状況の報告）

第八条の四の六 法第十二条第十項の規定による報告は、様式第二号の九による報告書を翌年度の六月三十日までに提出することにより行うものとする。

（計画及び実施の状況の公表）

第八条の四の七 法第十二条第十一項の規定による公表は、同条第九項の計画の提出又は同条第十項の規定による報告を受けた後、速やかに、インターネットの利用により公表することにより行うものとする。

(多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画)

第八条の十七の二 法第十二条の二第十項の環境省令で定める基準は、次に掲げる事項を記載した様式第二号の十三による計画書を当該年度の六月三十日までに提出することとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 計画期間
- 三 当該事業場において現に行っている事業に関する事項
- 四 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
- 五 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項
- 六 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項
- 七 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項
- 八 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項
- 九 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項
- 十 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項
- 十一 法第十二条の五第一項に規定する電子情報処理組織の使用に関する事項

(実施の状況の報告)

第八条の十七の三 法第十二条の二第十一項の規定による報告は、様式第二号の十四による報告書を翌年度の六月三十日までに提出することにより行うものとする。

(計画及び実施の状況の公表)

第八条の十七の四 法第十二条の二第十二項の規定による公表は、同条第十項の計画の提出又は同条第十一項の規定による報告を受けた後、速やかに、インターネットの利用により公表することにより行うものとする。

(電子情報処理組織を使用してその運搬又は処分の状況を速やかに把握する必要がある産業廃棄物)

第八条の三十一の二 法第十二条の五第一項の環境省令で定める産業廃棄物は、法第二条第五項に規定する特別管理産業廃棄物（令第二条の四第五号イからハまでに掲げるものを除く）とする。

(電子情報処理組織使用義務者)

第八条の三十一の三 法第十二条の五第一項の環境省令で定める事業者は、当該年度の前々年度において産業廃棄物（前条に規定するものに限る。以下この条において同じ）の発生量が50トン以上である事業場を設置している事業者（当該事業場から生ずる産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合に限る）とする。

(情報処理センターに登録することが困難な場合)

第八条の三十一の四 法第十二条の五第一項の環境省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 電気通信回線の故障、天災その他やむを得ない事由により、電子情報処理組織を使用して、法第十二条の五第一項に規定による登録、同条第三項若しくは第四項の規定による報告又は同条第五項の規定による通知をすることが困難であると認められる場合
- 二 その使用に係る入出力装置が情報処理センターの使用に係る電子計算機（入出力装置を

含む)と電気通信回線で接続されている者に産業廃棄物の運搬又は処分の委託をすることが困難であると認められる場合。

- 三 電子情報処理組織使用義務者の常勤の役員又は職員の年齢が、平成31年3月31日においていずれも65歳以上である場合であって、その使用に係る入出力装置が情報処理センターの使用に係る電子計算機(入出力装置を含む)と電気通信回線で接続されていない場合

日本標準産業分類(平成 25 年 10 月改定)(平成 26 年 4 月 1 日施行)

大分類	中分類
農業、林業	耕種農業
	畜産農業
	林業大分類
	上記以外の農業、林業
漁業	漁業
	水産養殖業
鉱業、採石業、砂利採取業	鉱業、採石業、砂利採取業
建設業	建設業
製造業	食料品製造業
	飲料・たばこ・飼料製造業
	繊維工業
	木材・木製品製造業(家具を除く)
	家具・装備品製造業
	パルプ・紙・紙加工品製造業
	印刷・同関連業
	化学工業
	石油製品・石炭製品製造業
	プラスチック製品製造業(別掲を除く)
	ゴム製品製造業
	なめし革・同製品・毛皮製造業
	窯業・土石製品製造業
	鉄鋼業
	非鉄金属製造業
	金属製品製造業
	はん用機械器具製造業
	生産用機械器具製造業
	業務用機械器具製造業
	電子部品・デバイス・電子回路製造業
	電気機械器具製造業
	情報通信機械器具製造業
	輸送用機械器具製造業
	上記以外の製造業
電気・ガス・熱供給・水道業	電気業
	ガス業
	熱供給業
	水道業
情報通信業	通信業
	放送業
	情報サービス業
	インターネット附随サービス業
	映像・音声・文字情報制作業

大分類	中分類
運輸業、郵便業	鉄道業
	道路旅客運送業
	道路貨物運送業
	上記以外の運輸通信業
卸売業、小売業	各種商品卸売業
	木材・竹材卸売業
	各種商品小売業
	自動車小売業
	家具・建具・畳小売業
	じゅう器小売業
金融業、保険業	燃料小売業
	上記以外の卸売業、小売業
	金融業、保険業
	不動産業、物品賃貸業
学術研究、専門・技術サービス業	物品賃貸業
	上記以外の不動産業、物品賃貸業
	学術・開発研究機関
	写真業
宿泊業、飲食サービス業	上記以外の学術研究、専門・技術サービス業
	飲食店
	上記以外の宿泊業、飲食サービス業
生活関連サービス業、娯楽業	洗濯業
	上記以外の生活関連サービス業、娯楽業
大分類	中分類
教育、学習支援業	教育、学習支援業
医療、福祉	医療業
	上記以外の医療、福祉
複合サービス事業	複合サービス事業
サービス業(他に分類されないもの)	廃棄物処理業
	自動車整備業
	と畜場
	上記以外のサービス業
公務(他に分類されるものを除く)	公務

産業廃棄物の種類

(1) 廃棄物処理法で定められた20種類

種類	具体例
燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ
汚泥	排水処理後および各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等
廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液
廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液
廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず(廃タイヤを含む)等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
紙くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築または除去により生じたもの)、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
木くず	建設業に係るもの(範囲は紙くずと同じ)、木材・木製品製造業(家具の製造業を含む)、パルプ製造業、輸入木材の卸売業および物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、バーク類等、貨物の流通のために使用したパレット等
繊維くず(天然繊維くず)	建設業に係るもの(範囲は紙くずと同じ)、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
動・植物性残渣	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚および獣のあら等の固形状の不要物
動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
ゴムくず(天然ゴムくず)	生ゴム、天然ゴムくず
金属くず	鉄鋼または非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類(板ガラス等)、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等
鉱さい	鋳物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等
がれき類(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物)	工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
動物のふん尿(畜産農業から排出されたもの)	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
動物の死体(畜産農業から排出されたもの)	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
ばいじん(工場の排ガスを処理して得られるばいじん)	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設または産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
処分するために処理したもの(13号廃棄物)	

(2) 一体不可分の産業廃棄物

種類	具体例
建設混合廃棄物※ ¹	建設廃棄物であって安定型産業廃棄物に該当するもの(金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず等)とそれ以外の廃棄物(木くず、紙くず等)が混在しているもの
安定型混合廃棄物	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類のみを含む混合物
管理型混合廃棄物	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類以外の廃棄物を含む混合物
シュレッダーダスト	廃自動車破砕物、廃電気機械器具破砕物
建設混合廃棄物(石綿含有産業廃棄物)	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の 0.1%を超えて含有するもの。ビニール板タイル(廃プラスチック類)、スレート板、サイディング、石綿セメント板(がれき類)など(非飛散性のものに限る)
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物)	石綿含有ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず
廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物)	上記の各産業廃棄物であって、石綿をその重量の 0.1%を超えて含有するもの
がれき類(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物)(石綿含有産業廃棄物)	
紙くず(石綿含有産業廃棄物)	
木くず(石綿含有産業廃棄物)	
繊維くず(天然繊維くず)(石綿含有産業廃棄物)	
水銀使用製品産業廃棄物※ ²	水銀電池、空気亜鉛電池、スイッチ及びリレー(水銀が目視で確認できるものに限る。)、蛍光灯(冷陰極蛍光灯及び外部電極蛍光灯を含む。)、HIDランプ(高輝度放電ランプ)、放電ランプ(蛍光灯及びHIDランプを除く。)、農薬、気圧計、湿度計、液柱形圧力計等が産業廃棄物となったものであって環境省令で定めるもの
水銀含有ばいじん等※ ²	ばいじん、燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ又は鉱さいのうち、水銀(水銀化合物に含まれる水銀を含む。)を 15mg/kg を超えて含有するもの
廃自動車	廃二輪車、バイク、自転車、その他廃自動車
廃電気機械器具	廃パチンコ機・廃パチスロ機、プリント配線板、テレビジョン受信機、エアーコンディショナー、冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ、パーソナルコンピューター、電話機、自動販売機、蛍光灯、冷凍庫、その他廃電気機械器具
廃電池類	鉛蓄電池、乾電池、その他廃電池類
複合材	複合材

※¹ 建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について(通知)(環廃産 276 号) 参照

※² 水銀廃棄物ガイドライン(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 平成 29 年 6 月) 参照

(3)特別管理産業廃棄物

種類	具体例
燃えやすい廃油	揮発油類(燃えやすい廃油、ガソリン、灯油、軽油、シンナー、トルエン、キシレン、エーテルなど)
pH2.0 以下の廃酸	pH2.0 以下の廃酸
pH12.5 以上の廃アルカリ	pH12.5 以上の廃アルカリ
感染性廃棄物	血液、血清、血漿、体液(精液を含む)、血液製剤、血液等が付着した鋭利なもの(注射針、メス、試験管、シャーレ、ガラスくず等)、血液等が付着した実験・手術用手袋等、病原微生物に関連した試験・検査等に用いられたもの(試験管、シャーレ等)、汚染物が付着した廃プラスチック類等
廃PCB等	廃PCB及びPCBを含む廃油
PCB汚染物	PCBが塗布され、または染み込んだ紙くず・繊維くず・汚泥、PCBが付着し、又は封入された廃プラスチック類・金属くず、PCBが付着した陶磁器くず、工作物の新築、改築、除去に伴って生じたPCBが付着したコンクリート
PCB処理物	廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもの
廃水銀等(処分するために処理したものを含む)	特定の施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物、水銀若しくはその化合物が含まれている物(一般廃棄物を除く。)又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀
廃石綿等(飛散性)	吹き付け石綿(アスベスト)、石綿含有保温材、大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん装置で集められた飛散性の石綿など
指定下水汚泥	下水道法施行令第13条の4で指定された汚泥
鉍さい(基準値を超える有害物質を含むもの)	特定有害物質を含む鉍さい
燃えがら(基準値を超える有害物質を含むもの)	特定有害物質を含む燃えがら
廃油(基準値を超える有害物質を含むもの)	特定有害物質を含む廃油
汚泥(基準値を超える有害物質を含むもの)	特定有害物質を含む汚泥
廃酸(基準値を超える有害物質を含むもの)	特定有害物質を含む廃酸
廃アルカリ(基準値を超える有害物質を含むもの)	特定有害物質を含む廃アルカリ
ばいじん(基準値を超える有害物質を含むもの)	特定有害物質を含むばいじん
処分するために処理したもの(基準値を超える有害物質を含むもの)	特定有害物質を含む処分するために処理したもの
輸入廃棄物	輸入廃棄物

産業廃棄物の体積から重量への換算係数（参考値）

産業廃棄物の種類		換算係数
1	燃え殻	1.14
2	汚泥	1.10
3	廃油	0.90
4	廃酸	1.25
5	廃アルカリ	1.13
6	廃プラスチック	0.35
7	紙くず	0.30
8	木くず	0.55
9	繊維くず	0.12
10	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	1.00
11	とさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物	1.00
12	ゴムくず	0.52
13	金属くず	1.13
14	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず	1.00
15	鉱さい	1.93
16	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	1.48
17	動物のふん尿	1.00
18	動物の死体	1.00
19	ばいじん	1.26
20	産業廃棄物を処分するために処理したものであって、前各号に掲げる産業廃棄物に該当しないもの	1.00
21	建設混合廃棄物	0.26
22	廃電気機械器具	1.00
23	感染性産業廃棄物	0.30
24	廃石綿等	0.30

【註 1】 上記の換算係数は1立方メートル当たりのトン数（t/立米）。

【註 2】 この換算表はあくまでマクロ的な重量を把握するための参考値という位置付けであることに留意されたい。

【註 3】 特別管理産業廃棄物のうち、感染性産業廃棄物及び廃石綿等以外については、それぞれ1-19に該当する品目の換算係数に準拠。

【註 4】 「2 t 車 1 台」といったような場合には、積載した廃棄物の体積を推計し、それに上記換算係数を掛けることによりトン数を計算する方法がある。